

自転車乗車用 ヘルメットの購入費の 一部を助成します！



自転車に乗る時は、ヘルメット
を着用しましょう！

申請
期間

令和7年7月1日(火)
～令和7年12月26日(金) (予定)

平日9時00分～17時00分(市役所閉庁日を除く)

※予算上限に達した場合、期間中であっても終了することがあります。

※一部千葉県との協調補助

白井市HP



助成の対象となるヘルメット

①令和7年4月1日以降に購入した 『新品』のヘルメット

※未使用品を含む中古品や、フリマサイト、
個人間売買、譲渡等は対象外です。

※使用者本人または保護者が購入してください。

②安全基準を満たした自転車乗車用 ヘルメット

SG、JCF、CE(EN1078)、
GS、CPSC(CPSC1203のみ)
の安全認証マークがあるもの

※CE(EN812)は、自転車用ヘルメットで
はないため、対象外となります。

自転車用ヘルメットの安全性を示す
マークについて(消費者庁HP) →→→



補助対象者

①助成対象のヘルメットを購入日において本市の
住民基本台帳に登録され、申請日まで引き続き
本市に居住している人

②白井市の市税に未納がない人

③この助成に相当する他の制度による助成等を受
けていない人

④暴力団員でない人、暴力団または暴力団員関係
を有しない人

⑤令和6年度にこの制度の助成を受けていない人

※市税の未納確認の対象となるのは、固定資産税、
軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税です。

※ヘルメット使用者が未成年の場合は、原則保護
者が申請者となります。

※事業者は、対象外です。

必要書類

①助成金交付申請書兼請求書

②ヘルメット購入時の領収証の原本

領収日(令和7年4月1日以降)、購入金額
(ヘルメット単価)、購入店名、商品・品番等、支払方法

③安全基準の認証マークの確認ができるもの (保証書、取扱説明書又はヘルメット本体)

④振込先口座情報(申請者名義のもの)

貯金通帳、キャッシュカードの写し

WEB通帳の印刷物

⑤印鑑(記名押印の場合)



※未成年者(18歳未満)のヘルメットを申請する場合、
領収書の宛名は、ヘルメットを使用する未成年者の
名前か保護者の名前となります。

※購入履歴・適格請求書・納品書などは領収書の
代わりにはなりません。

助成金額

ヘルメット1個の購入額の2分の1
(上限2,000円、100円未満切り捨て)

※ヘルメット使用者1人につき1個限り。

※装飾品や備品等の費用、購入時の
ポイント利用、送料、手数料を除く。

<https://www.city.shiroi.chiba.jp>

ヘルメット

検索

提出先・問い合わせ先
白井市役所 東庁舎1階 ①番窓口
市民活動支援課 市民安全班
電話:047-401-4081

